第一条第三十七号中ホを削り、へをホとし、同号ト中「すべて」を「全て」に改め、同号トを同号へとし、同条第三十八号イ中「まで」の下に「（センサを密閉するためのシールを用いていないものについては、（二）を除く。）」を加え、同号ロ中「すべて」を「全て」に改め、同条第四十三号中「二キロメートル」を「一・五キロメートル」に改め、同条第四十四号中「機械式若しくは電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ又はこれらの」を「高速度の撮影が可能なカメラ又はその」に改め、同号イ中「機械式のストリークカメラ又はフレーミングカメラであって、回転反射鏡を用いたもののうち」を「ストリークカメラ又はその部分品であって」に改め、「又はこれらの部分品」を削り、同号イ（二）を次のように改める。

（二）　電子式のストリークカメラであって、時間分解能が五〇ナノ秒以下のもの

第一条第四十四号イに次のように加える。

（三）　（二）に該当するカメラ用のストリーク管

（四）　モジュール式の構造を有するストリークカメラに用いるために設計したプラグインユニットであって、（一）又は（二）に該当する貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なもの

（五）　（一）に該当するカメラ用に設計したタービン、反射鏡及び軸受で構成される回転反射鏡の組立品又は同期電子装置

第一条第四十四号ロ中「電子式のストリークカメラ若しくは」及び「（電気制動シャッターを用いたものを含む。）」を削り、「これらの」を「その」に改め、同号ロ（一）を次のように改める。

（一）　フレーミングカメラであって、撮影速度が一秒につき二二五、〇〇〇こまを超えるもの

第一条第四十四号ロ（三）中「（二）」を「（一）又は（二）」に、「フレーミングカメラ用の固体撮像素子又は電子管（四）に該当するものを除く。）」を「カメラ用に設計したフレーミング管又は固体撮像素子」に、「未満」を「以下」に改め、同号ロ（四）を次のように改める。

（四）　モジュール式の構造を有するフレーミングカメラに用いるために設計したプラグインユニットであって、（一）又は（二）に該当する貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なもの

第一条第四十四号ロに次のように加える。

（五）　（一）又は（二）に該当するカメラ用に設計したタービン、反射鏡及び軸受で構成される回転反射鏡の組立品又は同期電子装置

第一条第四十四号に次のように加える。

ハ　固体カメラ若しくは電子管カメラ又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの（イ又はロに該当するものを除く。）

（一）　固体カメラ又は電子管カメラであって、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの

（二）　（一）に該当するカメラ用に設計した固体撮像素子又はイメージ増強管であって、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの

（三）　カーセル又はポッケルスセルを用いた電気制動シャッターであって、シャッター速度が五〇ナノ秒以下のもの

（四）　モジュール式の構造を有するカメラに使用するために設計したプラグインユニットであって、（一）に該当する貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要なもの

第一条第四十五号中「、マンガニンを用いた圧力測定器又は」を「又は流体の圧力を測定することができる圧力測定器若しくは」に改め、同号ロ中「流体の圧力を測定することができるマンガニンを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であって、」を削り、「もの」を「圧力測定器」に改め、同号に次のように加える。

ハ　一〇ギガパスカルを超える圧力を測定することができる水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器

第一条第五十号イ中「次の（一）から（六）までのすべて」を「次の全て」に改め、同号イ（一）中「一五マイクロ秒未満」を「四〇オーム未満の抵抗負荷に対して一五マイクロ秒未満」に改め、同号イ（三）を削り、同号イ（四）中「二五・四センチメートル」を「三〇センチメートル」に改め、同号イ（四）を同号イ（三）とし、同号イ（五）中「二五キログラム」を「三〇キログラム」に改め、同号イ（五）を同号イ（四）とし、同号イ（六）を同号イ（五）とし、同号ロ中「パルス発生器」の下に「又はパルスヘッド」を加え、同条第五十一号を次のように改める。

五十一　雷管の部分品であって、次の全てに該当するもの

イ　電気信号により火薬類の起爆を制御することができるもの

ロ　ストリップラインの構造を有するもの

ハ　定格電圧が二キロボルトを超えるもの

ニ　インダクタンスパスが二〇ナノヘンリー未満のもの

第一条第五十三号中「トリチウム」の下に「又は重水素」を加え、「真空ポンプを使用しないで操作できるように設計した」を「次のいずれかに該当する」に改め、同号に次のように加える。

イ　トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置であって、真空ポンプを使用しないで操作できるように設計したもの

ロ　重水素と重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置であって、一秒につき三ギガ以上の中性子を生産できるもののうち、真空ポンプを使用しないで操作できるように設計したもの

第一条に次の二号を加える。

六十一　レニウム、レニウムの含有量が全重量の九〇パーセント以上の合金又はレニウム及びタングステンの含有量が全重量の九〇パーセント以上の合金であって、質量が二〇キログラムを超え、かつ、内径が一〇〇ミリメートル超三〇〇ミリメートル未満の円筒形のもの若しくは中空の半球形のもの又はこれらを組み合わせたもの

六十二　防爆構造の容器であって、爆発物又は爆発装置の試験に用いるために設計されたもののうち、次のイ及びロに該当するもの

イ　トリニトロトルエン二キログラム以上と同等の爆発を十分に封じ込めるように設計したもの

ロ　当該試験による分析情報又は測定情報を伝達することができる構造又は特性を有するもの

第二条第二項第十号中「部分」の下に「について内容物と接触する全ての部分」を加える。

第二条の二第一項第一号中「、狂犬病ウイルス」を削り、「ランピースキン病ウイルス」の下に「、リッサウイルス属のウイルス（狂犬病ウイルスを含む。）」を加え、同項第三号中「赤痢菌毒素、デアセトキシシルペノール毒素」を「ジアセトキシシルペノール毒素、赤痢菌毒素」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　容量が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの

（二）　（一）に該当する発酵槽に用いることができるように設計された培養容器であって、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの

（三）　（一）に該当する発酵槽に用いることができるように設計された制御装置であって、発酵装置を制御するための二以上のパラメーターを同時に監視又は制御をすることができるもの